

いじめの対応の共通理解に向けて - 学校いじめ防止基本方針の活用を通して - 【研修用ワークシート】

- ◆ 平成 28 年 11 月に、国のいじめ防止対策協議会は「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」をまとめました。そこには、「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）が教職員に周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。」といった、課題が示されました。
- ◆ いじめの発生時における学校の対応について、あらかじめ「学校基本方針」で示すことは、子供に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの行為等の抑止にもつながります。

① 『学校基本方針』には何が書いてあるの？ 「学校基本方針」の理解

- ◆ 「学校基本方針」の内容について全教職員で共通理解を図りましょう。

「学校基本方針」にまず必要なのは、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対応）までの一連の内容です。

- ◆ 「学校基本方針」を読み、次の内容がどのように示されているかを確認してみましょう。

確かめよう 「学校基本方針」の内容の確認

自校の「学校基本方針」には、どのようなことが記載されているでしょうか。

【改善のポイント】

- ① 教職員によって対応が変わることがないように、具体的な行動場面を想定した指針を示すようにします。
- ② 「学校基本方針」は作成して終わりではなく、評価・改善していくといった、PDCA サイクルを推進するようにします。

「学校基本方針」を見直し、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をしましょう。

② 「いじめって何？」「誰がいじめと判断するの？」 いじめの定義と認知の手順

- ◆ 次の四つの事例は、いじめでしょうか。次の視点で協議しましょう。

- Check 1 いじめであるかどうかの判断
- Check 2 どのように認知するか認知の手順

事例 1 4 月当初の給食の準備の時間、席をグループにする際、A さんは、B さんの机と離れていた。

事例 2 授業中に先生に指名された B さんが答えられなかったときに、A さんが B さんに「こんな問題も分からないのか」と言った。B さんは、ショックを受けて下を向いてしまった。

事例 3 B さんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意な A さんは、解き方と答えを教えた。B さんは、あと一息で正解にたどり着くところであったため、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。

事例 4 夏季休業日明けに、B さんは週に 2、3 日欠席するようになった。当初、理由を聞いても「体調が悪い」とのことだったが、10 月に入るとほとんど登校しなくなり、保護者から「夏休み、部活動でいじめられた」という訴えがあった。

考えよう いじめの定義の解釈の共通理解

事例について、定義に基づいていじめかどうか判断しましょう。

〔事例 1 いじめ・いじめではない〕〔事例 2 いじめ・いじめではない〕

〔事例 3 いじめ・いじめではない〕〔事例 4 いじめ・いじめではない〕

【早期発見のポイント】

「ごく初期の段階のいじめ」「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」等も、Check1 の視点で行為等を捉え直し、いじめとして認知し、対応に当たります。

考えよう いじめの認知の手順

どのような手順でいじめを認知していきますか。（文頭に①、②…と付記して、手順が分かるようにします。）

【対応のポイント】

学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブル等について、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。

③ 「どのように対応すればよいの？」 適切な早期対応と重大事態の対応

- ◆ ② の事例について、どのように対応するか次の視点で協議しましょう。

- Check 1 見逃してはいけない行為等への指導
- Check 2 社会通念上のいじめとは乖離した行為等への指導
- Check 3 重大事態への対応

事例 1 いじめとは、判断できません

しかし、いじめの未然防止のため、A さんの行動は、指導していく必要があります。

【対応のポイント】

いじめにつながる行動について、全教職員が同じ対応で指導できるように共通理解を図ります。

考えよう 次の行為等を見逃さない

日頃の子供たちの言動で、どのような行為を見逃さないようにしていきますか。

事例 2・3 法律上のいじめです

いじめの定義に照らし合わせて正確に認知すれば、社会通念上のいじめとは乖離した行為等もいじめとして認知することになります。

【いじめ防止基本方針改定案^{※1}のポイント】

その他、これまでいじめの対象から除外していたけんかやふざけ合いでも、いじめの有無について確認するように変更する予定です。

考えよう 次のことに留意して対応

どのようなことに留意して対応に当たりますか。
〔事例 2〕

〔事例 3〕

事例 4 重大事態です

次の一、二に該当する事案は重大事態として対応します。

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

一に該当する事案について

- 自殺企図をした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

二に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続しているような場合には、年間 30 日に限らない。

【対応のポイント】

子供やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる必要があります。

考えよう 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、学校はどのように対応していきますか。

④ 「どうなったらいじめは解消したというの？」 いじめの解消の定義の明確化

- ◆ いじめの解消の定義を明確にしましょう。

解消の判断として現在の学校において、もっとも近いものは次のどれでしょうか。

- ① 対応した翌週、本人とその保護者と面談し、いじめられていないとの報告を受けたので解消とした。
- ② いじめと認知し対応した翌月のアンケートでいじめの訴えがなかったため解消とした。
- ③ 認知から 3 か月間、学校での様子、本人とその保護者からの聞き取り、アンケートから、いじめに係る情報がなかったため解消とした。

考えよう いじめが解消したと判断するまで、子供の安全・安心の確認

子供の安全・安心を確認するために、いじめへの対応後、被害を受けた子供にどのように対応し、解消と判断していきますか。

【解消の確認のポイント】

「仲直りした」「謝罪が済んだ」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがないようにする。いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止基本方針改定案のポイント】

加害の子供の謝罪だけで解消と判断していませんか。いじめが止まった状態が 3 か月継続していることを解消の判断とすることを新しく示す予定です。

本特集 ○ 学校いじめ対策委員会の基礎資料 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 など

※1 文部科学省は、平成 29 年 1 月 23 日、「いじめ防止基本方針」の改定案をまとめた。有識者会議に諮った上で、平成 28 年度中に改定する予定です。

参考文献 ① いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（国・いじめ防止対策協議会 平成 28 年 11 月 2 日）、その他、いじめ防止対策協議会の配布資料 ② いじめ総合対策【第 2 次】（案）（東京都教育委員会 平成 28 年 11 月 24 日）
③ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成 25 年 10 月 11 日） ④ 「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）（東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 平成 28 年 7 月 28 日）